

新型コロナウイルス感染症に関わる 福岡の働く人と企業への主な支援の取組み (令和2年5月時点)

※令和2年度第2次補正予算案に基づき予定されている事項等含む

令和2年5月29日
厚生労働省福岡労働局

働く人への主な支援策

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
<p>▶ 委託を受けて個人で仕事をする方で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に対する対応で臨時休業等した小学校等に通う子どもの世話をを行う必要がある ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども等の世話をを行う必要がある <p>資料1-1 資料1-2</p>	<p>就業できなかった日、1日当たり 4,100円(定額) ⇒ 7,500円(定額：引上げ予定) 《対象となる休暇等の期限》 令和2年2月27日～令和2年6月30日まで ⇒令和2年2月27日～令和2年9月30日まで延長予定 《申請期間》 令和2年9月30日まで ⇒令和2年12月28日まで延長予定</p>	<p>小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け) 【問合せ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金談話センター TEL:0120-60-3999 (受付 9:00~21:00) 【受付】※郵送のみ 学校等休業助成金・支援金受付センター</p>
<p>▶ 新型コロナ感染症の影響による解雇、休業などに関し相談したい</p> <p>*企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します</p>	<p>特別労働相談窓口における専門スタッフによるきめ細かい相談対応</p>	<p>新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口 福岡合同庁舎新館4階 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>
<p>▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、妊娠中の女性労働者が職場で働くことに不安を感じている</p> <p>*企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します</p> <p>NEW 資料2</p>	<p>妊娠中の女性労働者が、母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医等から指導を受けた場合は、事業主は指導に基づいて必要な措置を講じなければならない</p> <p>※本措置の対象期間 令和2年5月7日～令和3年1月31日まで</p>	<p>母性健康管理措置 【問合せ先】 福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL:092-411-4894</p>
<p>▶ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業中であるが、賃金、休業手当を受けられない</p> <p>NEW</p>	<p>休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、当該労働者の申請により、支援金を支給 (注)詳細検討中</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称) 【問合せ先】 ※調整中</p>

企業への主な支援策①雇用調整助成金

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

NEW

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策
<ul style="list-style-type: none">▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小▶ 労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った	<p>休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成（大企業1/2・中小企業2/3）（上限：1人1日8,330円⇒15,000円（引上げ予定））</p> <p>※緊急対応期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日 ⇒～令和2年9月30日まで（延長予定）</p> <p>大企業2/3・中小企業4/5(解雇等を行わない場合は大企業3/4・中小企業9/10) ⇒解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引上げ予定</p>

●雇用調整助成金の特例をさらに拡充しました（R2.5.1発表）資料3

拡充1	<p>一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10とする（1人1日当たり8,330円が上限）</p> <ul style="list-style-type: none">○中小企業であり、解雇等を行わず雇用を維持している場合○新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により休業等を行っている○以下のいずれかに該当する手当を支払っていること<ul style="list-style-type: none">①労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること②上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る） <p>※教育訓練を行わせた場合も同様</p>
-----	---

拡充2	<p>休業手当の支払い率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする（1人1日当たり8,330円が上限）</p> <ul style="list-style-type: none">○中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合、休業手当60%を超えて支給する部分に係る助成率を10/10とする。 <p>※教育訓練を行わせた場合も同様</p>
-----	--

※事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

●雇用調整助成金の手続きをさらに簡素化しました (R2.5.19発表) **NEW**

詳しくは

福岡労働局

検索

雇用調整助成金の申請手続等の更なる簡素化により、事業主の申請手続の負担を軽減するとともに、支給事務の一層の迅速化を図ります。
(「申請手続きの簡素化1」以外は、すべての事業主の方に適用されます。)

申請手続きの簡素化1

○小規模事業主（概ね従業員20名以下）については、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成額を算定（※）できるようになりました。また、休業についての申請様式を簡略化するとともに、支給申請をスムーズに行うことができるよう、申請マニュアルを作成しました。

※助成額 = 「実際に支払った休業手当額」 × 「助成率」

申請手続きの簡素化2

○初回を含む休業等計画書の提出を不要とし、支給申請のみの手続とすることとしました。

算定方法の簡略化

○支給申請の際に用いる「平均賃金額」や「所定労働日数」の算定方法を大幅に簡略化し、次のように算出できるようになりました。

- (1) 「労働保険確定保険料申告書」だけでなく、「源泉所得税」の納付書を用いて、1人当たりの平均賃金額を算定できるようになりました。
- (2) 「所定労働日数」の算定方法を簡略化しました。

申請期限の特例

○新型コロナウイルスの影響を受けて休業等を行った場合、特例として、判定基礎期間の初日が令和2年1月24日から5月31日までの休業の申請期限を令和2年8月31日までとします。

※緊急雇用安定助成金についても同様の取扱いとなります。

※雇用調整助成金の支給申請のポイント（前編・後編） ※厚生労働省ホームページからYouTubeで視聴できます

企業への主な支援策②その他の助成金

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度など
<p>▶ 中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策として、新規にテレワークを導入</p> <p style="text-align: right;">資料4</p>	<p>テレワーク用通信機器（※）の導入・運用経費や就業規則・労使協定等の作成・変更費用等の1/2（上限：100万円） ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外 ⇒支給申請期限等延長</p>	<p>働き方改革推進支援助成金（テレワークコース） 【問合せ先】 テレワーク相談センター TEL:0120-91-6479</p>
<p>▶ 中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策として、病気休暇制度や、労働者の子どもの休校・休園に関する特別休暇制度を整備した</p> <p style="text-align: right;">資料5</p>	<p>社会保険労務士などによるコンサルティングや就業規則等の作成・変更等の費用の3/4（上限：50万円） ⇒交付申請、支給申請期限等延長</p>	<p>働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)</p>
<p>▶ 新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者である労働者に、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた</p> <p style="text-align: right;">資料1-1 資料6</p>	<p>年次有給休暇とは別の有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 休暇中に支払った賃金相当額、1日当たり8,330円（上限）⇒15,000円（上限引き上げ予定） 《対象となる休暇等の期限》 令和2年2月27日～令和2年6月30日まで ⇒令和2年2月27日～令和2年9月30日まで延長予定 《申請期間》 令和2年9月30日まで ⇒令和2年12月28日まで延長予定</p>	<p>小学校休業等対応助成金 【問合せ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター TEL:0120-60-3999 【受付】※郵送のみ 学校等休業助成金・支援金受付センター</p>
<p>▶ 妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備を行いたい</p> <p style="text-align: right;">資料7</p>	<p>支援の内容に応じた助成金の活用が可能 ※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度の創設（予定）</p>	<p>雇用調整助成金の特例措置 小学校休業等対応助成金 働き方改革推進支援助成金</p>

企業への主な支援策③（助成金以外）

詳しくは

福岡労働局	検索
-------	----

こんなとき	支援策	制度など
<p>▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料の申告・納付が期限までに間に合わない</p> <p>NEW</p> <p>資料 8</p>	<p>労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）を令和2年8月31日まで延長</p> <p>《申告期限》 従 来：令和2年6月1日～令和2年7月10日 延長後：令和2年6月1日～令和2年8月31日</p> <p>《納付期限》 従 来：令和2年7月10日 延長後：令和2年8月31日</p>	<p>労働保険の年度更新期間の延長</p> <p>【問合せ先】 福岡労働局 労働保険徴収課 TEL:092-434-9833 労働基準監督署 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>
<p>▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、労働保険料を納付することが困難となった場合</p> <p>資料 8</p>	<p>事業に係る収入に相当の減少があった場合に、一定の要件に該当するときは、申請により労働保険料の納付を1年間猶予することができる</p> <p>※担保の提供不要 ※延滞金免除</p>	<p>労働保険料の納付の猶予（特例）</p> <p>【問合せ先】 福岡労働局 労働保険徴収課 TEL:092-434-9832 労働基準監督署 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>
<p>▶ 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止したい</p> <p>資料 9</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用を促進</p> <p>※基本的な対策の実施状況を点検可能</p>	<p>「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」 厚生労働省、福岡労働局のHPからダウンロード</p>

新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

○新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止め、内定取消し、休業、休業手当や特別休暇など

労働条件に関する相談

- ① 福岡労働局雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー 092(411)4764 (直通)
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
- ② 福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー 092(761)5600 (直通)
福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署4階

○雇用調整助成金に関する相談

- ③ 福岡助成金センター 092(411)4701 (内線4967)
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階
- ④ 福岡助成金センター北九州雇用調整助成金臨時窓口 093(616)0860 (直通)
北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎1階

○求人・雇用保険等に関する相談

- ⑤ 福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口
福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所3階

○新卒者内定取消等に関する相談

- ⑥ 福岡新卒応援ハローワーク 特別相談窓口 092(714)1556 (直通)
福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラオフィスビル12階
- ⑦ 北九州新卒応援ハローワーク(小倉) 特別相談窓口 093(512)0304 (直通)
北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F
- ⑧ 北九州新卒応援ハローワーク(八幡) 特別相談窓口 093(622)6690 (直通)
北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡公共職業安定所内

○派遣労働者に関する相談

- ⑨ 福岡労働局職業安定部需給調整事業課 **NEW** 092(434)9711 (直通)
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階

